


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆ パソコン講座（Excel 関数）のご案内
- ◆ 福岡地区五法人会共催セミナー 「障がい者就労支援セミナー」のご案内
- ◆ （第10支部）健康セミナーのご案内
- ◆ Chubu Report 第4号
- ◆ （第6支部）地域交流会のご案内
- ◆ 「人権啓発研修会」のお知らせ

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
9	2	(火)	社会貢献・広報委員会	15:00～ 於：福岡税務署 5F会議室
9	3	(水)	税制委員会	15:00～16:00 於：事務局会議室
9	4	(木)	決算事務説明会	14:00～16:30 於：福岡ガーデンパレス
9	4	(木)	租税教室（第7支部）	10:30～11:15 於：高宮小学校
9	10	(水)	キックオフ会議	15:00～ 於：未定
9	10	(水)	リスクマネジメントセミナー	14:00～17:00 於：AIG福岡ビル 大会議室
9	11	(木)	リスクマネジメントセミナー	14:00～17:00 於：AIG福岡ビル 大会議室
9	29	(月)	広報委員会	14:00～15:30 於：事務局会議室

●支部の行事

月	日	曜	内容	
9	11	(木)	（第12支部）会員交流会 ビアガーデン	19:00～ 於：エスカイヤクラブ
9	12	(金)	（第10支部）健康セミナー	19:00～20:30 於：ユーハウスイング
9	20	(土)	（第3支部）草の根租税講座	10:00～12:00 於：舞鶴公民館

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
9	12	(金)	役員会	16:00～17:00 於：大同生命ビル会議室
9	26	(金)	全国中の会 福岡大会 記念講演会	15:00～16:30 於：ヒルトン福岡シーホーク
9	26	(金)	全国中の会 福岡大会 大会式典・懇親会	17:00～19:40 //

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
9	5	(金)	役員会	11:00～12:00 於：事務局会議室
9	18	(木)	全国女性フォーラム 北海道大会	於：札幌パークホテル

(I) 税務カレンダー

9月1日	● 6月決算法人の確定申告 ● 12月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告 ● 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告
9月10日	● 源泉所得税の納付
9月30日	● 7月決算法人の確定申告 ● 1月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

『中小企業投資促進税制』と『中小企業経営強化税制』

税理士 堤 一 博

令和7年度の税制改正で標題の2制度は、2年間延長されました。

1、『中小企業投資促進税制』とは、「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」(租税特別措置法第42条の6)で、『中小企業経営強化税制』とは、「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除」(租税特別措置法第42条の12の4)をいいます。いずれも、特別償却や税額控除により、中小企業の設備投資あるいは生産性向上や収益力強化等の推進を目的とするものです。注意すべきことは、両制度とも取得した事業年度内に事業の用に供することが条件です。

まず、「中小企業投資促進税制」は、青色申告書を提出する中小企業者などが指定期間(2025年4月1日再施行。改正後は、平成10年6月1日から**令和9年3月31日までの期間**)内に新品の機械装置やソフトウェア等(以下、「特定機械装置等」)を新しく取得又は製作して国内にある指定事業(下記図参照)の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日の属する事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。

特別償却限度額は、基準取得価額の30%相当額です。

基準取得価額は、その取得価額。船舶は取得価額に75%を乗じた金額をいいます。

したがって、償却限度額は、当該特定機械装置等の基準取得価格の30%相当額の特別償却限度額と普通償却限度額との合計額が損金算入することとなります。

「中小企業投資促進税制」の概要図

税額控除限度額は、資本金3,000万円超1億円以下の法人は取得価額の7%相当額。資本金3,000万円以下の法人、個人事業主、農業協同組合、商店街振興組合などは取得価格の10%相当額です。なお税額控除の控除上限は、この制度における税額控除および「中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除」(措置法42条の12の4)における税額控除の合計額でその事業年度の調整前法人税額(租税特別措置法第42条の4、第19項第2号)の20%相当額を上限とすることとされています。

令和7年度改正では、みなし大企業の判定に関して、一定の承認会社が農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合には、当該株式を除外して、農地法の農地所有適格法人における「みなし大企業(制度対象外)」の判定を行うことされました。この「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

(措置法42の6①、42の12の4①、措令27の6①)これは、特殊なケースですので、詳細は割愛します。

2、『中小企業経営強化税制』とは、青色申告書を提出する「中小企業等経営強化法」の経営力向上計画の認定

対象者	● 中小企業者等(資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等) ● 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業(映画業以外の娯楽業を除く)、不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	● 機械及び装置【1台160万円以上】 ● 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ● 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ● 貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ● 内航船舶(取得価格の75%が対象)
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 30%特別償却 又は 7%税額控除 資本金3,000万円超の中小企業 30%特別償却

※①中古品、②貸付の用に供する設備、③匿名組合契約等の目的である事業の用に供する設備、④コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものは対象外。

(出典:中小企業庁「中小企業投資促進税制について」)

を受けた一定の中小企業者等が指定期間（2025 年 4 月 1 日再施行。改正後は、平成 10 年 6 月 1 日から**令和 9 年 3 月 31 日までの期間**）内に新品の特定経営力向上設備等の取得または製作もしくは建設をし、国内にあるその法人の指定事業（下図参照）の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日の属する事業年度において、特別償却又は税額控除を認めるものです。

特別償却限度額は、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされ、普通償却限度額と併せてその取得価額の全額を償却（即時償却）することができます。

税額控除限度額は、下記の建物等を除き、特定経営力向上設備等の取得価額の 7%（特定中小企業者等においては 10%）です。税額控除の控除上限は、この制度における税額控除および「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除」（租税特別措置法第 42 条の 6）における税額控除の合計額でその事業年度の調整前法人税額の 20%相当額を上限とされています。

令和 7 年度改正では、取得価格 1, 0 0 0 万円以上の建物およびその付属設備が追加されました。これは 100 億円企業の創出を促進するための拡充措置として、売上高 100 億円超の達成に向けたロードマップ（工程表）作成等を要件に、工場のラインや店舗等の生産性向上に係る設備導入を促すものです。

令和 7 年度の改正で新規に「経営規模拡大設備（B 類型の拡充）」が加わり、建物及び付属設備を新增設した場合には、「特別償却」及び「税額控除」が拡充され、その年度末の雇用者給与支給総額が前年度末と比較（給与増加割合）して、① 2.5% 以上増加した場合は、特別償却 15% 又は税額控除 1%、② 5.0% 増加した場合は、特別償却 25% 又は税額控除 2% とされています。ただし建物及びその付属設備については、給与増加割合が 2.5% 未満の場合には、特別償却及び税額控除の適用はできません。また、認定を受けた「投資計画」の計画期間中は、「中小企業投資促進税制」及び「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」は適用できません。

現行の類型のうち C 類型が廃止され、また、A 類型及び B 類型の指標の見直しも行われました。

「中小企業経営強化税制」改正の概要図（適用期限：令和 8 年度末（2026 年度末まで））

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備（A 類型）	生産性 [※] が旧モデル比平均 1% 以上向上する設備 ※ 単位時間当たり生産量、歩留まり率、投入コスト削減率のいずれか	工業会等	機械装置（160 万円以上） 工具（30 万円以上） （A 類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	・生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない。 ・国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産でないこと 等
収益力強化設備（B 類型）	投資利益率 [※] が年平均 7% 以上の投資計画に係る設備 ※ 計算に使う期間は、投資設備中の最長の減価償却期間に合わせる	経済産業局	器具備品（30 万円以上） 建物附属設備（60 万円以上）	
経営資源集約化設備（D 類型）	修正 ROA または有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70 万円以上） （A 類型の場合、設備稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	
経営規模拡大設備（B 類型の拡充）	● 投資利益率が年平均 7% 以上 ● 売上高 100 億円超を目指すロードマップの作成 ● 売上高成長率年平均 10% 以上を目指す ● 前年度売上高 10 億円超 90 億円未満 ● 最低投資額 1 億円 OR 前年度売上高 5% 以上 ● 売上比率 2.5% OR 5.0% 以上 等 ※ 拡充措置の認定を受けた法人は、投資計画の期間中は中小企業投資促進税制と少額減価償却資産の特例の適用不可。		機械装置（160 万円以上） 工具（30 万円以上） 器具備品（30 万円以上） ソフトウェア（70 万円以上） 建物及びその附属設備（1,000 万円以上） （生産性向上に資する設備の導入に伴って新增設される建物及びその附属設備に限る） ※ 税制対象の設備投資総額の上限は、60 億円	

- ※ 1 発電用の機械装置、建物、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が 2 分の 1 を超える発電設備等を除く。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要。
- ※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作する器具備品（医療機器に限る）、建物、建物附属設備を除く。
- ※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用 OS のうち一定のものなどを除く。
- ※ 4 コインランドリー業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するもの又は暗号資産マイニング業の用に供する資産を除く。

（出典：経済産業省「令和 7 年度（2025 年度）経済産業関係税制改正について」令和 6 年 12 月）

「中小企業経営強化税制」の適用を受けるには、中小企業等経営強化法に規定する「経営力向上計画」の認定が必要で、申告書には特定経営力向上設備に該当するものであることを証する書類の添付が必要です。

この「経営力向上計画」は、生産性向上や人材教育などの自社の経営力を向上させる取り組みについて、所定の書式に基づいて策定された事業計画のことで、所管の省庁に申請し、認定を受けます。当該制度の適用を受けるには、① 経営力向上計画の申請・認定を受けた後、設備の取得・導入となります。設備の先行取得の場合には、「経営力向上計画」は申請はできません。例外として、設備取得後に経営力向上計画を申請することもできます。この場合には、設備取得日から 60 日以内に経営力向上計画が受理される必要があります。

ポイントは、経営力向上計画が認定された事業年度に特別償却もしくは税額控除の適用を受けることになりますので、経営力向上計画を取得した事業年度中に該当設備の取得・導入ができるよう事前に入念な準備が必要です。

また、経営力向上計画は申請してから認定までの期間は、概ね 1 ヶ月程度といわれ、その申請書類の準備などに所要時間を考慮すると、約 3 ヶ月程度の時間は必要ようです。なるべく早いタイミングで、顧問の税理士先生や中小

企業の課題解決に専門的支援を行う「認定経営革新等支援機関」に問い合わせることをおすすめします。

『中小企業投資促進税制』と『中小企業経営強化税制』を比較してみると、『中小企業経営強化税制』は経営力向上計画の認定を受ける必要があるなど手間暇がかかるといえますが、特別償却限度額や税額控除限度額が大きいことが魅力です。一方、確定申告のみでよい『中小企業投資促進税制』は、その使いやすさが特徴です。

いずれにしても、必要な設備投資の額や導入時期（特に事業の用に供する時期）などの事前に慎重な導入計画の策定が大前提となります。節税効果や資金繰りの改善などを考慮して、生産力の向上や売り上げの拡大に向け、中小企業者の設備投資を促進する制度を上手に活用してください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時 間	主 催	行 事	会 場
2025	9	4(木)	14:00～16:30	本 部	決算事務説明会 (チラシは8月号に封入済)	福岡ガーデンパレス
		10(水)	15:00～	〃	キックオフ会議	未定
		10(水)	14:00～17:00	本 部	リスクマネジメントセミナー (チラシは9月号に封入) 3回シリーズ1回目	AIG 福岡ビル 大会議室
		11(木)	14:00～17:00	〃	〃	AIG 福岡ビル 大会議室
		11(木)	事前予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 (チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		24(水)	〃	〃	〃	〃
		26(金)	15:00～16:30	本 部 青年部	全国中の会「福岡大会」記念講演会 (チラシは8月号に封入済)	ヒルトン福岡シーホーク
	10	8(水)	12:00～16:00	本 部	福岡地区五法人会共催セミナー 障がい者 就労支援セミナー(チラシは9月号に封入)	八仙閣 本店
		8(水)	14:00～17:00	〃	リスクマネジメントセミナー (チラシは9月号に封入) 3回シリーズ2回目	AIG 福岡ビル 大会議室
		9(木)	14:00～17:00	〃	〃	AIG 福岡ビル 大会議室
		9(木)	事前予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 (チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		22(水)	〃	〃	〃	〃
		29(水)	15:00～15:50	本 部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		29(水)	16:00～17:00	〃	理事会	〃
	11	5(水)	14:00～17:00	本 部	リスクマネジメントセミナー (チラシは9月号に封入) 3回シリーズ3回目	AIG 福岡ビル 大会議室
		6(木)	14:00～17:00	〃	〃	AIG 福岡ビル 大会議室
		10(月)	事前予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 (チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室
		11(火)	14:00～15:30	〃	福岡地区五法人会共催講演会 (チラシは10月号に封入予定)	ソラリア西鉄ホテル福岡
		13(木)	15:00～17:00	本 部	税を考える週間行事 (チラシは10月号に封入予定)	アクロス福岡 円形ホール
		17(月)	未定	〃	年末調整等説明会 (チラシは10月号に封入予定)	福岡市南市民センター
		27(木)	未定	〃	〃	F F G ホール
	12	15(月)	事前予約制	本 部 福岡税務署	「キャッシュレス納付説明会」 (チラシは7月号に封入済)	福岡税務署 5階大会議室

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)